

○ 企業内容等の開示に関する大蔵省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))にあつては、<u>四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)</u>を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)<u>又は中間連結貸借対照表(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))にあつては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)</u>を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)の状況(キャッシュ・フローの状況については、(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。)について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。 <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u></p> <p>b <u>連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)</u>又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況(キャッシュ・フローの状況については、(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該事業年度の中間会計期間に係るものに限る。)について、前年同期(前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。)<u>と比較して分析的に記載すること。</u> <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u></p> <p>c・d (略)</p> <p>(31) 生産、受注及び販売の状況 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。 また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては、当該四半期連結貸借</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a 最近連結会計年度及び(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)<u>又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該連結会計年度の中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)</u>の状況について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)<u>と比較して分析的に記載すること。</u> <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u></p> <p>b <u>連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)</u>又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該事業年度の中間会計期間における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。)<u>と比較して分析的に記載すること。</u> <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u></p> <p>c・d (略)</p> <p>(31) 生産、受注及び販売の状況 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))には、<u>中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)</u>を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)<u>と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態</u></p>

<p>対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(32)～(34) (略)</p> <p>(35) <u>研究開発活動</u> <u>最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</u></p> <p>(36)～(87) (略)</p>	<p>によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>また、(61) ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。））には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(32)～(34) (略)</p> <p>(35) <u>研究開発活動</u> <u>最近連結会計年度及び(61) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該連結会計年度の中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68) ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該事業年度の中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。））における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</u></p> <p>(36)～(87) (略)</p>
---	---